

## 区再編に関するQ&amp;A(一覧)

回答は、次ページ以降の  
以下の項目№をご覧ください。

- ◆ 区割り
  - ・ 区再編により、いつから、どんな区割りになったのか？ → 区割り(1)
  - ・ なぜ、区再編後の区の数3区にしたのか？ → 区割り(2)
  - ・ なぜ、区再編の区割りをこのようにしたのか？ → 区割り(3)
  
- ◆ 区名
  - ・ 区再編により、いつから、どんな区名になったのか？ → 区名(1)
  - ・ なぜ、区再編後の区名が中央区・浜名区・天竜区になったのか？ → 区名(2)
  - ・ 中央区、浜名区、天竜区の英語表記、ローマ字表記はどのようになるか？ → 区名(3)
  
- ◆ 住所変更
  - <手続き等>
    - ・ 区再編によって区名が変わると住所変更が必要になるのでは？ → 住所変更(1)
    - ・ 区再編に伴い、全国地方公共団体コードに変更はあるか？ → 住所変更(2)
    - ・ ゴム印や区名入り印刷物などの区名の変更に係る費用の補助はあるか？ → 住所変更(3)
    - ・ 住所録等を再編後の区名に変えたいが、郵便番号や町字名から再編後の区名を確認することはできないか？ → 住所変更(4)
    - ・ 区再編に伴い、ふるさと納税のワンストップ特例申請に添付したマイナンバーカードの記載が旧区名のみでも、寄附金控除は適用されるか？ → 住所変更(5)
    - ・ 区再編によって住所（区名）が変わったことを証明する行政区設置証明書は発行されるか？ → 住所変更(6)
    - ・ 区再編前の住所（旧区名）を記載した場合でも、郵便物は配達されるか？ → 住所変更(7)
    - ・ 区再編前の住所（旧区名）が記載されたマイナンバーカードや自動車運転免許証は身分証明書として利用できるか？ → 住所変更(8)
  
  - <個人編>
    - マイナンバーカード -
      - ・ 区再編に伴い、マイナンバーカードの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(9)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、コンビニで住民票の写し等をとれるか？ → 住所変更(10)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、健康保険証として使えるか？ → 住所変更(11)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、オンラインで確定申告（e-Tax）ができるか？ → 住所変更(12)
      - ・ 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、身分証明書や本人確認書類として使えるか？ → 住所変更(13)
  
    - 戸籍・住民票 -
      - ・ 区再編に伴い、戸籍や住民票の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(14)
      - ・ 区再編に伴い、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(15)
  
    - 暮らし -
      - ・ 区再編に伴い、自動車運転免許証の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(16)
      - ・ 区再編に伴い、自動車検査証などの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(17)
      - ・ 区再編に伴い、電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(18)
      - ・ 区再編に伴い、水道・下水道使用者の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(19)
      - ・ 区再編に伴い、市営墓地や納骨堂利用の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(20)
      - ・ 区再編に伴い、運転経歴証明書の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(21)
  
    - 金融 -
      - ・ 区再編に伴い、通帳やキャッシュカードの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(22)

- 登記 -
  - ・ 区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(23)
- 年金 -
  - ・ 区再編に伴い、年金受給権者や被保険者として登録している住所の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(24)
- 健康保険 -
  - ・ 区再編に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療保険の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(25)
- 福祉 -
  - ・ 区再編に伴い、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(26)
  - ・ 区再編に伴い、障害福祉サービス受給者証など福祉に関するサービスや介護保険の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(27)
- 児童 -
  - ・ 区再編に伴い、乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(28)
  - ・ 区再編に伴い、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証や児童扶養手当証書の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(29)
- 健康・保健 -
  - ・ 区再編に伴い、母子健康手帳や健康診査受診票、養育医療券、医療受給者証の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(30)
- 教育・生涯学習 -
  - ・ 区再編に伴い、小・中学校などへの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(31)
  - ・ 区再編に伴い、市立図書館の利用者登録（カード）の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(32)
  - ・ 区再編前の区名（旧区名）が記載された小学校の入学通知書が届いたが、このまま入学式に持参してよいか？ → 住所変更(33)
- 警察関係 -
  - ・ 区再編に伴い、銃や刀剣類の所持許可証や警備員の資格者証の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(34)
- その他 -
  - ・ 区再編に伴い、狩猟免許や小型船舶操縦免許証（海技免許）の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(35)
- <事業者編>
  - 登記 -
    - ・ 区再編に伴い、会社・法人登記の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(36)
    - ・ 区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(37)
  - 年金 -
    - ・ 区再編に伴い、厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(38)
  - 労働 -
    - ・ 区再編に伴い、労働保険、労働安全衛生法による免許証、雇用保険の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(39)
  - 警察関係 -
    - ・ 区再編に伴い、営業許可証や安全運転管理者などの住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(40)
  - 福祉 -
    - ・ 区再編に伴い、障害福祉サービス事業者や介護サービス提供事業者の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(41)

- 道路・港湾・河川 -
  - ・ 区再編に伴い、道路・港湾・河川などの占用許可の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(42)
- 保健・衛生 -
  - ・ 区再編に伴い、病院、診療所、助産所の住所（所在地）について変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(43)
  - ・ 区再編に伴い、医療法人の定款に記載のある住所（所在地）について変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(44)
  - ・ 区再編に伴い、薬局、医薬品販売業等又は毒物及び劇物取締法に関する店舗・営業所の住所（所在地）について変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(45)
  - ・ 区再編に伴い、食品の営業許可証の住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(46)
  - ・ 区再編後、製造する食品の表示は、製造所等の所在地（区名）を直ちに変更しなければならないか？ → 住所変更(47)
- 都市・公園・電気など -
  - ・ 区再編に伴い、都市・公園・電気などの業務で市に登録している住所の変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(48)
- 事業 -
  - ・ 液化石油ガス、宅地建物取引、建築、旅行、通説、屋外広告業などの事業について住所変更手続きをする必要があるか？ → 住所変更(49)
  - ・ 区再編後、製造する製品の品質表示ラベルは、製造所等の所在地（区名）を直ちに変更しなければならないか？ → 住所変更(50)
- 税 -
  - ・ 従業員の給与支払報告書を提出する際、所在地や住所は、再編前の区名でもよいか？ → 住所変更(51)
  - ・ 従業員の源泉徴収票を提出する際、所在地や住所は、再編前の区名でもよいか？ → 住所変更(52)
  - ・ 源泉徴収票を令和6年度分の市民税、県民税の申告で提示する場合、再編前の区名でもよいか？ → 住所変更(53)
  - ・ 源泉徴収票を令和5年分の所得税の確定申告で提示する場合、再編前の区名でもよいか？ → 住所変更(54)
- ◆ 届出・証明等の手続き
  - <場所>
    - ・ 区再編後、区役所はどこになるか？ → 場所(1)
    - ・ 区再編後、区役所にならないところ（行政センター）はどうなるか？ → 場所(2)
    - ・ 区再編により区役所が遠くなるのが不安。 → 場所(3)
    - ・ 区再編後、行政センターでできないことや、区役所に行かなければならないものはないか？ → 場所(4)
    - ・ 区再編後、協働センター、ふれあいセンターはどうなるか？ → 場所(5)
    - ・ 区再編後、市民サービスセンターはどうなるか？ → 場所(6)
  - <戸籍>
    - ・ 区再編後、戸籍の届出や証明書取得は、どこでできるか？ → 戸籍(1)
  - <住民票>
    - ・ 区再編後、住民票の届出や証明書取得は、どこでできるか？ → 住民票(1)
  - <印鑑登録>
    - ・ 区再編後、印鑑登録の届出や証明書取得は、どこでできるか？ → 印鑑登録(1)
  - <マイナンバーカード>
    - ・ 区再編後、マイナンバーカードの申請は、どこでできるか？ → マイナンバーカード(1)
    - ・ 区再編後、マイナンバーカードの受け取りは、どこでできるか？ → マイナンバーカード(2)
    - ・ 区再編後、マイナンバーカードの記載内容の変更などに関する手続きは、どこでできるか？ → マイナンバーカード(3)

- <パスポート>  
 ・区再編後、パスポートの申請や受け取りは、どこでできるか？ → パスポート(1)
- <税金>  
 ・区再編後、税金に関する手続きは、どこでできるか？ → 税金(1)  
 ・区再編に伴い、固定資産税・都市計画税に変更点はあるか？ → 税金(2)
- <保険>  
 ・区再編後、保険に関する手続きは、どこでできるか？ → 保険(1)
- <年金>  
 ・区再編後、年金に関する手続きは、どこでできるか？ → 年金(1)
- <子育て>  
 ・区再編後、子育てに関する手続きは、どこでできるか？ → 子育て(1)
- <北区>  
 ・区再編により区が分割される都田・新都田、三方原、細江・引佐・三ヶ日地区のサービスはどのように変わるのか？ → 北区(1)
- ◆ くらし
- <福祉>  
 ・区再編後、区役所の福祉・保健関係の組織はどうなるか？ → 福祉(1)
- <土木>  
 ・区再編後、土木整備事務所などの配置はどうなるか？ → 土木(1)
- <防災>  
 ・区再編後、防災体制に変更はあるか？ → 防災(1)
- ◆ 経緯・目的
- ・なぜ、区再編が必要なのか？ → 経緯・目的(1)  
 ・区再編が決定するまでに、どのような議論があったのか？ → 経緯・目的(2)  
 ・区再編に関する住民投票を行ったと記憶しているが、なぜ再編するのか？ → 経緯・目的(3)  
 ・区再編によって職員を減らすと、サービスが低下するのではないか？ → 経緯・目的(4)



## 区再編に関するQ&amp;A(回答)

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先	
区割 り	(1)	区再編により、いつか ら、どんな区割りに なったのか？	令和6(2024)年1月1日に次の3区に再編 しました。 中央区:再編前の中・東・西・南区・北区 (三方原地区) 浜名区:再編前の北区(三方原地区以 外)・浜北区 天竜区:区域の変更なし	行政区の再編 について 	
	(2)	なぜ、区再編後の区 の数を3区にしたの か？	市議会行財政改革・大都市制度調査特別 委員会で、区の数が2~4区となった場合 の評価結果や、市民の皆様からのご意見 等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近 な行政区の強化や地域特性への配慮を総 合的に判断し、区の数をも3区とするこ とが決定されました。	区割り案の選 定理由 	(動画)区再編 決定(区設置等 条例議決)まで の経緯 
	(3)	なぜ、区再編の区割 りをこのようにした のか？	市議会行財政改革・大都市制度調査特別 委員会で、国土縮図型といわれる本市の 多様な地域特性や市民の皆様からのご意 見等を踏まえ、地域課題への対応や地域 資源を生かした施策が期待できると結論 付けられ、区割りが決定されました。		
区名	(1)	区再編により、いつか ら、どんな区名になっ たのか？	令和6(2024)年1月1日に、中央区(ちゅう おうく)、浜名区(はまなく)、天竜区(てんり ゅうく)の3区に再編しました。	行政区の再編 について 	
	(2)	なぜ、区再編後の区 名が中央区・浜名区・ 天竜区になったの か？	市民の皆様意向を確認するため、区名 募集・区名アンケートを行い、市議会行 財政改革・大都市制度調査特別委員会の 意見を踏まえた上、行政区画等審議会 での審議を経て、再編後の区名称が 答申されました。	区名候補募集・ 区名アンケート について 	
	(3)	中央区、浜名区、天 竜区の英語表記、ロー マ字表記はどのよう になるか？	以下の表記となります。 英語表記: Chuo-ku、Hamana-ku、 Tenryu-ku ローマ字表記: Chūō-ku、Hamana-ku、 Tenryū-ku	行政区の再編 について(外国 語版) 	
住所 変更	(1)	区再編によって区名 が変わると住所変更 が必要になるのは？	令和6(2024)年1月1日から、住所の区名部 分が変わりました。郵便番号、町字名、番 地は変わりません。電話番号や小中学校 の通学区域も変わりません。 (例)浜松市中区元城町103番地の2⇒浜 松市中央区元城町103番地の2 区名の変更による住所変更手続きは、ほと んどの場合必要ありませんが、一部必要な 場合があります。暮らしや住まいに関する 主なものについて、内容と問合せ先を15~ 21ページに掲載しています。参考にしてく ださい。	区の再編に伴う 住所変更手続 き(P.15~21) 	(動画)区再編 に伴う住所変更 手続き



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(2)	区再編に伴い、全国地方公共団体コードに変更はあるか？	区再編に伴い、令和6(2024)年1月1日から、全国地方公共団体コードが変わりました。区名・区域に変更のない天竜区のコードも変更されています。	区再編に伴う全国地方公共団体コードの変更について 
	(3)	ゴム印や区名入り印刷物などの区名の変更に係る費用の補助はあるか？	費用の補助はありません。12市町村合併時や指定都市移行時のほか、住居表示や区画整理の時も行っておりません。区再編は、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化する中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化していくために行うものです。ご理解ご協力をお願いいたします。	行政区の再編について 
	(4)	住所録等を再編後の区名に変えたいが、郵便番号や町字名から再編後の区名を確認することはできないか？	区再編前と再編後の町字名対応表や、郵便番号・町字名の読みなどから検索できるエクセルデータを以下のリンク先ページに掲載しています。	区再編前と再編後の町字名対応表 
	(5)	区再編に伴い、ふるさと納税のワンストップ特例申請に添付したマイナンバーカードの記載が旧区名のままでも、寄附金控除は適用されるか？	ふるさと納税のワンストップ特例申請は、寄附先の自治体に提出いただいた後、寄附先の自治体から浜松市に申請があった旨の通知が届く仕組みとなっています。令和6年1月1日以後に、浜松市にワンストップ特例申請があった旨の通知が届いた際は、旧区名の場合でも、新しい区名の住所に読み替えて寄附金控除額を算定し、適用します。詳細は、以下までお問い合わせください。 市民税課 TEL:053-457-2145	浜松市のふるさと納税 
	(6)	区再編によって住所(区名)が変わったことを証明する行政区設置証明書は発行されるか？	次のとおり証明書を発行します。 交付開始日:令和6(2024)年1月4日から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 手数料:無料(郵送交付の場合は、郵送料がかかります) 交付場所:区役所(区振興課・区民生活課)、行政センター、支所、市民サービスセンター、協働センター、ふれあいセンター※一部を除く 詳細は、以下の関連リンクをご覧ください。	区再編に伴う証明書を必要とするときは 
	(7)	区再編前の住所(旧区名)を記載した場合でも、郵便物は配達されるか？	郵便局に確認したところ、一定期間は再編前の住所を記載した場合でも配達されるということです。	区再編前と再編後の町字名対応表 

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(8)	区再編前の住所(旧区名)が記載されたマイナンバーカードや自動車運転免許証は身分証明書として利用できるか？	市以外の窓口で身分証明書として利用する場合、新たな区名が記載されたものの提示を求められる場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。記載されている住所の変更を希望する場合は、右記の関連Q&Aをご覧ください。	【住所変更(13)】 区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、身分証明書や本人確認書類として使えるか？
	(9)	区再編に伴い、マイナンバーカードの住所変更手続きをする必要があるか？	次回更新時に変更されます。区再編前の住所(旧区名)が記載されていても、ほとんどの手続きでそのまま利用できます。民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。マイナンバーカードに記載されている住所の変更を希望する場合は、居住地に関わらず、区役所、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、積志・曳馬・高台協働センター、市民サービスセンター(駅前・北部・高丘葵・可美・新都田・飯田)のいずれでも手続きできます。 ※窓口へはご本人がお越しください。 ※外国籍者は、区役所と行政センターのみで取り扱います。 ・必要なもの:ご自身のマイナンバーカード ・手数料:無料	【住所変更(16)】 区再編に伴い、自動車運転免許証の住所変更手続きをする必要があるか？
	(10)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、コンビニで住民票の写し等をとれるか？	住所変更手続きをしなくても、コンビニ交付サービスをご利用いただけます。交付される住民票の写しなどの本籍・住所は、新たな区名となります。	区の再編に伴うマイナンバーカードの住所変更手続き(P.21)
	(11)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、健康保険証として使えるか？	住所変更手続きをしなくても、各医療機関の窓口で利用できます。	マイナンバーカード(個人番号カード)の記載内容の変更 
	(12)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、オンラインで確定申告(e-Tax)ができるか？	住所変更手続きをしなくても、e-Taxによる申告書等の提出が可能です。	



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(13)	区再編後、マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、身分証明書や本人確認書類として使えるか？	住所変更手続きをしなくても、市の窓口などで身分証明書や本人確認書類として利用できます。 なお、民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。マイナンバーカードに記載されている住所の変更を希望する場合は、居住地に関わらず、区役所、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、積志・曳馬・高台協働センター、市民サービスセンター(駅前・北部・高丘葵・可美・新都田・飯田)のいずれでも手続きできます。 ※窓口へはご本人がお越しください。 ※外国籍者は、区役所と行政センターのみで取り扱います。 ・必要なもの:ご自身のマイナンバーカード ・手数料:無料	区の再編に伴うマイナンバーカードの住所変更手続き(P.21) 
	(14)	区再編に伴い、戸籍や住民票の住所変更手続きをする必要があるか？	戸籍、住民票、印鑑登録の住所等の表示は、市で変更しますので、手続きは不要です。 2024年1月4日以降に交付される住民票の写しなどの本籍・住所は、新たな区名で表示されます。マイナンバーカードによるコンビニ交付でも同様です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21) (動画)区再編に伴う住所変更手続き 
	(15)	区再編に伴い、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カードの住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(16)	区再編に伴い、自動車運転免許証の住所変更手続きをする必要があるか？	自動車運転免許証に記載の住所は、次回更新時に変更されます。そのまま使用でき、手続きは不要です。 また、身分証明書として利用する場合は、手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。証明書に記載されている住所の変更を希望する場合は、県内の警察署(※)または運転免許センターで手続きができます。詳しくは、県内の警察署(※)または運転免許センターにお問い合わせください。 (※)浜北警察署では手続きできません。西隣の西部運転免許センターをご利用ください。 ・必要なもの:現在持っている自動車運転免許証 ・手数料:無料	



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(17)	区再編に伴い、自動車検査証などの住所変更手続きをする必要があるか？	自動車検査証、軽自動車届出済証は、そのまま使用でき、手続きは不要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21) (動画)区再編に伴う住所変更手続き 
	(18)	区再編に伴い、電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所の変更手続きをする必要があるか？	電話、電気、ガスの使用に際して登録した住所について、多くの場合、手続きは不要です。事業者ごとに対応が異なる場合があります。	
	(19)	区再編に伴い、水道・下水道使用者の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(20)	区再編に伴い、市営墓地や納骨堂利用の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(21)	区再編に伴い、運転経歴証明書の住所変更手続きをする必要があるか？	身分証明書として利用する場合は、手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。証明書に記載されている住所の変更を希望する場合は、県内の警察署(※)または運転免許センターで手続きができます。詳しくは、県内の警察署(※)または運転免許センターにお問い合わせください。 (※)浜北警察署では手続きできません。西隣の西部運転免許センターをご利用ください。 ・必要なもの: 現在持っている運転経歴証明書 ・手数料: 無料	静岡地方法務局ホームページ 
	(22)	区再編に伴い、通帳やキャッシュカードの住所変更手続きをする必要があるか？	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカードは、ほとんどの場合そのまま使用でき、手続きは不要です。 当座預金、融資取引などがある場合や金融機関によっては住所変更の手続きが必要となる場合があります。	
	(23)	区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？	不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、手続きは不要です。 ①不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所、②不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所について、①、②の住所はそのままでも差し支えありませんが、①の登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。 詳細は、静岡地方法務局ホームページをご確認ください。	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(24)	区再編に伴い、年金受給権者や被保険者として登録している住所の変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21) (動画)区再編に伴う住所変更手続き 
	(25)	区再編に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療保険の住所変更手続きをする必要があるか？	国民健康保険や後期高齢者医療保険に関する被保険者証、認定証などについては、そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(26)	区再編に伴い、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。手帳に記載されている住所の変更を希望する場合は、区役所、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)の窓口にお越しください。	
	(27)	区再編に伴い、障害福祉サービス受給者証など福祉に関するサービスや介護保険の住所変更手続きをする必要があるか？	障害福祉サービス受給者証、児童通所サービス受給者証、介護保険の被保険者証、児童入所サービス受給者証、里親登録証などについては、そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(28)	区再編に伴い、乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用できますが、ご自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください。	
	(29)	区再編に伴い、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証や児童扶養手当証書の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(30)	区再編に伴い、母子健康手帳や健康診査受診票、養育医療券、医療受給者証の住所変更手続きをする必要があるか？	そのまま使用でき、手続きは不要です。	
	(31)	区再編に伴い、小・中学校などへの住所変更手続きをする必要があるか？	市立小学校・中学校・市立高等学校への手続きは不要です。私立の小・中学校は個別に問い合わせてください。	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(32)	区再編に伴い、市立図書館の利用者登録(カード)の住所変更手続きをする必要があるか？	図書館利用者カードはそのまま使用でき、手続きは不要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21)
	(33)	区再編前の区名(旧区名)が記載された小学校の入学通知書が届いたが、このまま入学式に持参してよいか？	届いた入学通知書を入学式に持参してください。 旧区名が記載されていても正式な入学通知書として受け付けます。	市立小中学校への新入学  
	(34)	区再編に伴い、銃や刀剣類の所持許可証や警備員の資格者証の住所変更手続きをする必要があるか？	各警察署で取り扱う以下の証書については、手続きは不要です。 銃砲所持許可証、猟銃・空気銃許可証、猟銃用火薬類等譲受許可証、刀剣類所持許可証、クロスボウ所持許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格者証、警備員の検定合格証および合格証明書	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21)
	(35)	区再編に伴い、狩猟免許や小型船舶操縦免許証(海技免許)の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(36)	区再編に伴い、会社・法人登記の住所変更手続きをする必要があるか？	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所は法務局で変更しますので、手続きは不要です。 浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所はそのままでも差し支えありませんが、住所の変更を希望する場合は申請が必要です。 詳細は、静岡地方法務局ホームページをご確認ください。	静岡地方法務局ホームページ 
	(37)	区再編に伴い、不動産登記の住所変更手続きをする必要があるか？	不動産登記記録表題部の所在は、法務局で変更しますので、手続きは不要です。 ①不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所、②不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所について、①、②の住所はそのままでも差し支えありませんが、①の登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。 詳細は、静岡地方法務局ホームページをご確認ください。	静岡地方法務局ホームページ 


項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(38)	区再編に伴い、厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地の変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21)
	(39)	区再編に伴い、労働保険、労働安全衛生法による免許証、雇用保険の変更手続きをする必要があるか？	以下の手続きは不要です。 労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届、労働安全衛生法による免許証、加入している雇用保険の住所変更届	
	(40)	区再編に伴い、営業許可証や安全運転管理者などの住所変更手続きをする必要があるか？	以下の各警察署における手続きは不要です。 風俗営業許可証、特例風俗営業者認定証、質屋営業許可証、金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証、安全運転管理者・副安全運転管理者の住所変更届、自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車届出書の住所変更届	
	(41)	区再編に伴い、障害福祉サービス事業者や介護サービス提供事業者の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(42)	区再編に伴い、道路・港湾・河川などの占用許可の住所変更手続きをする必要があるか？	以下の業務については、手続きは不要です。そのまま使用できます。 道路・港湾・河川などの占用許可、プレジャーボート係留保管届	
	(43)	区再編に伴い、病院、診療所、助産所の住所(所在地)について変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(44)	区再編に伴い、医療法人の定款に記載のある住所(所在地)について変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	
	(45)	区再編に伴い、薬局、医薬品販売業等又は毒物及び劇物取締法に関する店舗・営業所の住所(所在地)について変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。許可証等は次回更新時に変更されますが、その前に書換えを希望する場合は以下までご相談ください。書換えには手数料が必要です。 保健総務課 TEL:053-453-6135 保健所浜北支所 TEL:053-585-1172	

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(46)	区再編に伴い、食品の営業許可証の住所変更手続きをする必要があるか？	手続きは不要です。	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21)
	(47)	区再編後、製造する食品の表示は、製造所等の所在地(区名)を直ちに更新しなければならないか？	当分の間は、旧区名での表示が認められます。 ただし、令和6(2024)年1月1日以降に、新たに包装材料を作る際は新たな区名にしてください。詳細は、以下までお問い合わせください。 生活衛生課_TEL:053-453-6114 保健所浜北支所_TEL:053-585-1398	行政区の再編について 
	(48)	区再編に伴い、都市・公園・電気などの業務で市に登録している住所の変更手続きをする必要があるか？	以下の業務のうち、届け出先が浜松市となるものは、手続きは不要です。 屋外広告業の登録、火薬類製造販売営業許可、電気工事に係る登録事項、公園の占用・設置許可、屋外広告物講習会修了証書、飼育動物診療施設の住所変更届	区の再編に伴う住所変更手続き(P.15～21)
	(49)	液化石油ガス、宅地建物取引、建築、旅行、通説、屋外広告業などの事業について住所変更手続きをする必要があるか？	以下の事業に係る手続きは不要です。 液化石油ガス設備士免状、宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽工事業の登録、建築士事務所の登録、旅行業・旅行業者代理業および旅行サービス手配業の登録、通説案内業(通説案内士)の登録、屋外広告業の登録	
	(50)	区再編後、製造する製品の品質表示ラベルは、製造所等の所在地(区名)を直ちに更新しなければならないか？	令和6(2024)年1月1日以降に、新たに包装材料を作る際は新たな区名にしてください。詳細は、以下までお問い合わせください。 市民生活課くらしのセンター_TEL:053-457-2635	行政区の再編について 
	(51)	従業員の給与支払報告書を提出する際、所在地や住所は、再編前の区名でもよいか？	再編前の区名でも提出いただけます。 再編前の区名が記載されていた場合は、再編後の区名に読み替えて取り扱いますので、再提出や修正をしていただく必要はありません。 市民税課_TEL:053-457-2142	
	(52)	従業員の源泉徴収票を提出する際、所在地や住所は、再編前の区名でもよいか？	原則、再編後の区名が記載された源泉徴収票を提出してください。 既に再編前の区名で作成済の場合は修正不要です。 浜松東税務署_TEL:053-458-1111、浜松西税務署_TEL:053-555-7111	



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
住所 変更	(53)	源泉徴収票を令和6年度分の市民税、県民税の申告で提示する場合、再編前の区名でもよいか？	再編前の区名でも提出いただけます。再編前の区名が記載されていた場合は、再編後の区名に読み替えて取り扱いますので、再提出や修正をしていただく必要はありません。 市民税課 TEL:053-457-2142	行政区の再編について 
	(54)	源泉徴収票を令和5年度分の所得税の確定申告で提示する場合、再編前の区名でもよいか？	原則、再編後の区名が記載された源泉徴収票を提出してください。既に再編前の区名で作成済の場合は修正不要です。 浜松東税務署 TEL:053-458-1111、浜松西税務署 TEL:053-555-7111	
場所 (届出・証明等の 手続き)	(1)	区再編後、区役所はどこになるか？	令和6(2024)年1月1日から区役所は3つとなり、再編前の中区役所が中央区役所、浜北区役所が浜名区役所となりました。天竜区役所は変わりません。	行政区の再編について 
	(2)	区再編後、区役所にならないところ(行政センター)はどうなるか？	再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。	
	(3)	区再編により区役所が遠くなるのが不安。	再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。	行政区の再編について 
	(4)	区再編後、行政センターでできないことや、区役所に行かなければならないものはないか？	再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。 区役所に行かなければならないものは、区長との面談・要望、区役所で開催される会議への出席、区役所職員との打ち合わせなどが想定されますので、オンラインでの実施や、行政センター等での巡回開催など、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。	地域拠点の名称、位置、業務内容等 
	(5)	区再編後、協働センター、ふれあいセンターはどうなるか？	設置場所や提供するサービスは再編前と同じで、区再編による変更はありませんが、舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センターを「支所」、二俣協働センターを「ふれあいセンター」に改称しました。	行政区の再編について 
	(6)	区再編後、市民サービスセンターはどうなるか？	再編による変更はありません。	

(動画)再編後のサービス提供体制・住民自治の姿










項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
戸籍 (届出・証明等) の手続き	(1)	区再編後、戸籍の届出や証明書取得は、どこでできるか？	<p>手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。</p> <p>再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。</p> <p>なお、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)は、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。また、浜松市に本籍及び住所がある方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。</p>	<p>主要市民サービス一覧(P.22～23)</p> <p>印鑑証明・戸籍・住民票証明書取得</p> 
住民票 (届出・証明等) の手続き	(1)	区再編後、住民票の届出や証明書取得は、どこでできるか？	<p>手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。</p> <p>再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。</p> <p>なお、住民票の写しは、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。</p>	<p>主要市民サービス一覧(P.22～23)</p> <p>印鑑証明・戸籍・住民票証明書取得</p> 
印鑑登録 (届出・証明等) の手続き	(1)	区再編後、印鑑登録の届出や証明書取得は、どこでできるか？	<p>手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。</p> <p>再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。</p> <p>なお、印鑑登録証明書は、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。</p>	



項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
マイナンバーカード (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、マイナンバーカードの申請は、どこでできるか？	マイナンバーカードは、スマートフォン・パソコン・郵便・申請サポート会場で申請できます。再編前と同様に、区役所及び行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンター(赤佐除く)が申請サポート会場となります。	主要市民サービス一覧(P.22～23) マイナンバーカード 
	(2)	区再編後、マイナンバーカードの受け取りは、どこでできるか？	受け取りはがきに記載している区役所または行政センターで受け取りしてください。	
	(3)	区再編後、マイナンバーカードの記載内容の変更などに関する手続きは、どこでできるか？	区再編前と同様に、居住地に関わらず、区役所、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、積志・曳馬・高台協働センター、市民サービスセンター(駅前・北部・高丘葵・可美・新都田・飯田)のどこでも手続きできます。	マイナンバーカード 
パスポート (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、パスポートの申請や受け取りは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。中央区役所(再編前の中区役所)、浜名区役所(再編前の浜北区役所)、北行政センター(再編前の北区役所)でお取り扱いします。	パスポート(旅券) 
税金 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、税金に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。なお、市民税・県民税の所得証明書や課税証明書は、居住地に関わらず、区役所、行政センターのほか、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、協働センター及びふれあいセンター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣・光明を除く)、市民サービスセンターのどこでも取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご本人であればコンビニ(マルチコピー機設置店舗)でも取得できます。	税金インデックス 
	(2)	区再編に伴い、固定資産税・都市計画税に変更点はあるか？	区再編に伴い、一部取扱いが変更されました。詳細は、以下の関連リンクをご覧ください。	区再編に伴う固定資産税・都市計画税の一部取扱いの変更について 

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先
保険 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、保険に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。 再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。	主要市民サービス一覧(P.22～23) 保険・年金 
年金 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、年金に関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。 再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。	保険・年金 
子育て (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編後、子育てに関する手続きは、どこでできるか？	手続きができる場所と箇所数は、区再編による変更はなく再編前と同じ施設で手続き可能です。 再編前の東・西・南・北区役所庁舎を行政センターとし、区役所と同じサービスを提供しています。	浜松市子育て情報サイトぴっぴ 
北区 (届出・証明等の手続き)	(1)	区再編により区が分割される都田・新都田、三方原、細江・引佐・三ヶ日地区のサービスはどのように変わるのか？	戸籍・住民票など、多くのサービスは、これまでと同様、居住地に関係なく、どこの区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンターでもサービスを受けることができます。 なお、居住または土地が所在する地域を所管する窓口のみで行うサービス(※)は、三方原地区は中央区役所(再編前の中区役所)、三方原地区以外の地区は北行政センター(再編前の北区役所)での取り扱いとなります。 ※主なもの:マイナンバーカードの受領(その他届出は除く)、自主防災組織の指導・育成、防犯灯に関する補助金申請、地域力向上事業の補助金申請、特別永住者証明書申請	
福祉 (くらし)	(1)	区再編後、区役所の福祉・保健関係の組織はどうなるか？	区役所の社会福祉課、長寿保険課などが本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課が「健康づくりセンター」になりましたが、引き続き区役所や行政センターなどで同じサービスを提供しています。	主要組織(福祉)の基本的な方向性  (動画)再編後のサービス提供体制・住民自治の姿 
土木 (くらし)	(1)	区再編後、土木整備事務所などの配置はどうなるか？	再編後も本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、三ヶ日支所に出先グループを新設し、土木整備事務所の拠点を11拠点としました。	主要組織(土木)の基本的な方向性 
防災 (くらし)	(1)	区再編後、防災体制に変更はあるか？	行政センターと支所を地域本部とし、再編前と同数の防災拠点を維持します。避難所の位置や数にも変更はありません。職員の配置も再編前と同規模とします。	主要組織(防災)の基本的な方向性 

項目	No.	質問	回答	関連ページ・動画等リンク先	
経緯・目的	(1)	なぜ、区再編が必要なのか？	人口減少や少子高齢化の進行、激変する社会経済状況や市民ニーズなどに合わせ、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するために、行政運営体制を見直す必要があります。	区再編の必要性 	(動画)区再編の意義・目的 
	(2)	区再編が決定するまでに、どのような議論があったのか？	人口減少や少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会で協議を進めてきました。	区再編の検討の主な経緯 	(動画)区再編決定(区設置等条例議決)までの経緯 
	(3)	区再編に関する住民投票を行ったと記憶しているが、なぜ再編するのか？	2019年4月7日に住民投票を実施しました。市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会では、その結果を分析し、再編を行うこと自体への賛否は拮抗する結果となったことを総括しました。	住民投票の結果等について 	
	(4)	区再編によって職員を減らすと、サービスが低下するのではないか？	市民の皆様に直接対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。	区再編の必要性 	(動画)区再編の意義・目的 

## 区再編に伴う住所変更手続き

区名の変更による公共機関などへの住所変更手続きは、希望する場合を除き、ほとんどの場合不要です。暮らしや住まいに関する主なものについて、内容と問合せ先を以下に掲載しています。

- ◆手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務) ……1ページ
- ◆手続きが原則として不要なもの(市の窓口以外で取り扱う業務) ……4ページ
- ◆マイナンバーカード(住所変更が不要な主な手続き) ……7ページ
- ◆区再編に伴う証明書を必要とするときは ……7ページ
- ◆区再編に伴う住所変更手続き(動画) ……7ページ

### 手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務)

◆住所変更の手続きは必要ありません。そのまま使用してください。

### ●個人編●

分野	名称	問合せ先
戸籍・住民票	戸籍、住民票、印鑑登録(本籍、住所の表示は市で変更します)	証明・届出担当 (電話番号は2ページに掲載)
	在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード	
健康保険	マイナンバーカード 民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は必要な場合があります。詳細は、7ページをご覧ください。	証明・届出担当 (電話番号は2ページに掲載)
	【国民健康保険に関するもの】 被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、被保険者資格証明書、特定健康診査受診券	
福祉	【後期高齢者医療保険に関するもの】 被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、健康診査受診券	国保年金課(053-457-2637) 長寿保険担当 (電話番号は2ページに掲載)
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※手帳に記載されている住所の変更を希望する場合は、中央・浜名・天竜区役所(再編前の中・浜北・天竜区役所)または、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)の窓口にお越しください	
福祉	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、児童通所サービス受給者証	障害保健福祉課 (053-457-2034) 障害福祉担当 (電話番号は2ページに掲載)
	自立支援医療受給者証(更生医療、精神通院医療) 重度心身障害者医療費助成金受給者証 特別児童扶養手当証書	
福祉	児童入所サービス受給者証、里親登録証	児童相談所(053-457-2703)
	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)	介護保険課(053-457-2374) 長寿保険担当 (電話番号は2ページに掲載)
	介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証	

分野	名称	問合せ先
暮らし	水道・下水道使用者の使用場所、送付先住所 (電話・電気・ガスは4ページの「暮らし」に掲載)	お客さまサービス課(053-474-7812)
	市営墓地及び浜松市納骨堂利用者の住所変更届	市民生活課(053-457-2026)
児童	乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証 ※自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください	子育て支援課(053-457-2792) 児童家庭担当 (電話番号は下段に掲載)
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	
	児童扶養手当証書	
健康・保健	4か月児・10か月児健康診査受診票、乳幼児健康診査精密検査受診票、妊婦(歯科)・産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票	健康増進課(053-453-6117) 健康づくり担当 (電話番号は下段に掲載)
	母子健康手帳	
	養育医療券	
	自立支援医療受給者証(育成医療)	
	浜松市特定医療費(指定難病)受給者証、浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証	
教育・生涯学習	市立小学校・中学校などへの住所変更手続き (私立の小・中学校は個別にお問い合わせください)	教育支援課(053-457-2406)
	市立図書館の利用者登録(図書館利用者カード)	中央図書館(053-456-0234)

#### 【問い合わせ先電話番号】

	中央区役所庁舎	東行政センター庁舎	西行政センター庁舎	南行政センター庁舎	浜名区役所庁舎	北行政センター庁舎	天竜区役所庁舎
証明・届出担当	457-2121	424-0153	597-1115	425-1348	585-1111	523-1116	922-0019
障害福祉担当	457-2057	424-0176	597-1159	425-1485	585-1697	523-2898	922-0024
児童家庭担当	457-2035	424-0175	597-1157	425-1463	585-1121	523-2893	922-0023
長寿保険担当	457-2062	424-0183	597-1119	425-1542	585-1122	523-1144	922-0065
健康づくり担当	457-2890	424-0122	597-1120	425-1590	585-1171	523-3121	922-0075

●事業者編●

※届け出先が浜松市以外の場合は、各届け出先に問い合わせてください。


分野	名称	問合せ先
福祉	障害福祉サービス等事業者の指定事項に関する住所変更届	障害保健福祉課 (053-457-2860)
	介護サービス提供事業者の指定事項に関する住所変更届	介護保険課(053-457-2875)
道路・河川	道路占用許可の住所変更届	道路保全課(053-457-2425) 中央土木整備事務所(053-457-1010)
	河川などの占用許可【二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北裏川、御陣屋川に限る。)、準用河川、普通河川】の住所変更届	浜名土木整備事務所(053-523-2970) 天竜土木整備事務所(053-922-0025)
保健・衛生	病院、診療所、助産所の住所(所在地)変更届	保健総務課(053-453-6135)
	医療法人の定款に記載の住所(所在地)変更認可申請・変更届	
	薬局、医薬品販売業等又は毒物及び劇物取締法に関する店舗・営業所の住所(所在地)変更届 ※許可証等は次回更新時に変更されますが、その前に書換えを希望する場合はご相談ください。書換えには手数料が必要です。	保健総務課(053-453-6135) 保健所浜北支所(053-585-1172)
	食品の営業許可証の住所変更届	生活衛生課(053-453-6114) 保健所浜北支所(053-585-1398)
都市・公園・電気など	屋外広告業の登録の住所変更届	土地政策課(053-457-2344)
	火薬類製造販売営業許可の住所変更届	予防課(053-475-7542)
	電気工事に係る登録事項の住所変更届	産業振興課(053-457-2281)
	公園の占用許可の住所変更届	公園管理事務所 (053-473-1829)
	公園の設置許可の住所変更届	
	屋外広告物講習会修了証書の住所変更届	土地政策課(053-457-2344)
	飼育動物診療施設の住所変更届	農業振興課(053-457-2332)



手続きが原則として不要なもの(市の窓口以外で取り扱う業務)

◆ほとんどのものが住所変更の手続きは必要ありません。  
そのまま使用できますが、一部必要な場合があります。



●個人編●

分野	名称	問合せ先
暮らし	<p>自動車運転免許証 自動車運転免許証に記載の住所は、次回更新時に変更されます。そのまま使用でき、手続きは不要です。 また、身分証明書として利用する場合は、手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。証明書に記載されている住所の変更を希望する場合は、県内の警察署(※)または運転免許センターで手続きができます。詳しくは、県内の警察署(※)または運転免許センターにお問い合わせください。 (※)浜北警察署では手続きできません。西隣の西部運転免許センターをご利用ください。 ・必要なもの:現在持っている自動車運転免許証 ・手数料:無料</p>	<p>天竜警察署(053-926-0110) 浜松東警察(053-460-0110) 浜松中央警察署(053-475-0110) 浜松西警察署(053-484-0110) 細江警察署(053-522-0110)</p>
	<p>運転経歴証明書 身分証明書として利用する場合は、手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。証明書に記載されている住所の変更を希望する場合は、県内の警察署(※)または運転免許センターで手続きができます。詳しくは、県内の警察署(※)または運転免許センターにお問い合わせください。 (※)浜北警察署では手続きできません。西隣の西部運転免許センターをご利用ください。 ・必要なもの:現在持っている運転経歴証明書 ・手数料:無料</p>	<p>西部運転免許センター(053-587-2000) 中部運転免許センター(054-272-2221) 東部運転免許センター(055-921-2000)</p>
	<p>自動車検査証、軽自動車届出済証 (普通自動車・小型二輪(251cc以上)・軽二輪(126cc以上250cc以下)は浜松自動車検査登録事務所、軽自動車(三輪・四輪)は軽自動車検査協会) (記載住所の変更を希望する場合は申請または届け出が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)</p>	<p>浜松自動車検査登録事務所(050-5540-2052) 軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所(050-3816-1777)</p>
	<p>電話料金請求書の送付先住所、電気・都市ガス・LPガス使用者の住所 (多くの場合は不要です。事業者ごとに対応が異なる場合があります)</p>	各事業者
金融	<p>預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード (多くの場合は不要です。当座預金、融資取引などがある場合や金融機関によっては手続きが必要となる場合があります)</p>	各金融機関 各郵便局
登記	<p>不動産登記記録表題部の所在(法務局で変更) 不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所 (登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。) 不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所</p>	<p>静岡地方法務局浜松支局(053-454-1396) 不動産登記Q&amp;A </p>



分野	名称	問合せ先
年金	年金受給権者住所変更届、国民年金被保険者住所変更届、国民年金第3号被保険者住所変更届、健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届	浜松東年金事務所 (053-421-0192) 浜松西年金事務所 (053-456-8511)
警察関係	銃砲所持許可証、猟銃・空気銃許可証、猟銃用火薬類等譲受許可証、刀剣類所持許可証、クロスボウ所持許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格者証、警備員の検定合格証および合格証明書	各警察署(電話番号は5ページの「警察関係」に掲載)
その他	狩猟免状	西部農林事務所森林整備課(053-458-7234)
	小型船舶操縦免許証(海技免状)	中部運輸局静岡運輸支局(054-352-0174)

●事業者編●

分野	名称	問合せ先
登記	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(053-454-1396) 商業・法人登記Q&A  不動産登記Q&A 
	浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所(住所の変更を希望する場合は申請が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)	
	不動産登記記録表題部の所在(法務局で変更)	
	不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所(登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)	
	不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所	
年金	厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地変更届	浜松東年金事務所 (053-421-0192) 浜松西年金事務所 (053-456-8511)
労働	労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届	浜松労働基準監督署労災課(053-456-8150)
	労働安全衛生法による免許証	浜松労働基準監督署安全衛生課 (053-456-8149)
	加入している雇用保険の住所変更届	浜松公共職業安定所適用課(053-457-5153)

分野	名称	問合せ先
警察 関係	風俗営業許可証、特例風俗営業者認定証、質屋営業許可証、 金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証	天竜警察署(053-926-0110) 浜北警察署(053-585-0110) 浜松東警察署 (053-460-0110)
	安全運転管理者、副安全運転管理者の住所変更届	浜松中央警察署 (053-475-0110)
	自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届 出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車 届出書の住所変更届	浜松西警察署 (053-484-0110) 細江警察署(053-522-0110)
港湾 河川	港湾占用許可	
	河川占用許可【一級、二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北 裏川、御陣屋川以外の二級河川)】	浜松土木事務所維 持管理課(053-458-7261)
	プレジャーボート係留保管届	
事業	液化石油ガス設備士免状	高圧ガス保安協会 試験センター(03-3436-6106)
	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽 工事業の登録	浜松土木事務所建 築住宅課(053-458-7283)
	建築士事務所の登録	静岡県建築士事務 所協会西部支部 (053-459-2366)
	旅行業、旅行業者代理業および旅行サービス手配業の登録	静岡県観光政策課 (054-221-3638)
	通訳案内業(通訳案内士)の登録	
	屋外広告業の登録	浜松土木事務所都 市計画課(053-458-7276)

## マイナンバーカード(住所変更が不要な主な手続き)

- ◆次回更新時に変更されます。区再編前の住所(旧区名)が記載されていても、ほとんどの手続きでそのまま利用できます。
- ◆民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとりえ、ご確認ください。マイナンバーカードに記載されている住所の変更を希望する場合は、居住地に関わらず、区役所、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、積志・曳馬・高台協働センター、市民サービスセンター(駅前・北部・高丘葵・可美・新都田・飯田)のいずれでも手続きできます。  
 ※窓口へはご本人がお越しください。  
 ※外国籍者は、区役所と行政センターのみで取り扱います。  
 ・必要なもの:ご自身のマイナンバーカード  
 ・手数料:無料
- ◆詳細はこちらをご確認ください  
 マイナンバーカード(個人番号カード)の記載内容の変更について



	利用方法	利用場所	問合せ先
電子証明書を利用した手続き	コンビニ交付(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、市県民税所得証明書・課税証明書)	コンビニエンスストアのマルチコピー機	市民生活課戸籍住基担当 (053-457-2121)
	健康保険証	各医療機関	【国民健康保険、後期高齢者医療保険】国保年金課(053-457-2637) 【その他の健康保険】加入している健康保険組合など
	確定申告書など	e-Tax	浜松西税務署(053-555-7111)浜松東税務署(053-458-1111) 自動音声に従い[2]を選択してください
確定申告書など	身分証明書 本人確認書類	市の窓口などでの提示	市役所各窓口

## 区再編に伴う証明書を必要とするときは

- ◆区再編により、浜松市内の町字が中央区、浜名区、天竜区のいずれに属しているかを証明する「行政区設置証明書」を発行します。住所変更手続きを行うとき、行政区設置証明書が必要な場合がありますので、各窓口にご確認ください。  
 ・行政区設置証明書について



◎この資料全般に対するお問い合わせは、区再編推進事業本部(053-457-2123)へ

### 【関連ページ】

- ・行政区の再編について



- ・区再編に伴う住所変更手続き(動画)



## 主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（再編前と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（再編前と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（再編前と同じ）

分野	サービス内容	中央区				浜名区		天竜区
		庁舎 中央区役所	東行政 センター	西行政 センター	南行政 センター	浜名区役所	北行政 センター	天竜区役所
戸籍	戸籍関係証明書の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍に関する届出 (出生、死亡、婚姻、離婚、転籍等)	○	○	○	○	○	○	○
住民票	住民票の写しなどの交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	住民票の異動 (転入、転出、転居)	○	○	○	○	○	○	○
外国人申請	特別永住者証明書申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
印鑑登録	印鑑登録の申請	○	○	○	○	○	○	○
	印鑑登録証明書の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
マイナンバー カード	マイナンバーカードの受領	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	その他マイナンバーカード届出	○	○	○	○	○	○	○
旅券 (パスポート)	一般旅券発給申請	○	－	－	－	○	○	－
市税	税証明書の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	原付等ナンバーの交付・返納	○	○	○	○	○	○	○
	個人市民税の申告	申告期間中に各会場*で実施						
	個人市民税の申告 (所得がない場合の申告)	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険	国民健康保険への加入・脱退の届出	○	○	○	○	○	○	○
	高額療養費等の支給申請	○	○	○	○	○	○	○
国民年金	国民年金の資格の取得・喪失などの届出	○	○	○	○	○	○	○
	国民年金の相談	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療	後期高齢者医療の受給資格取得・喪失などの届出	○	○	○	○	○	○	○
	高額医療費の支給申請	○	○	○	○	○	○	○
介護保険	介護保険(要介護認定・要支援認定)の申請	○	○	○	○	○	○	○
高齢者福祉	高齢者福祉に関する相談	○	○	○	○	○	○	○

\* 施設の空き状況などを踏まえ、年度ごとに会場・期間等を決定します。

## 主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（再編前と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（再編前と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（再編前と同じ）

分野	サービス内容	庁舎	中央区				浜名区		天竜区	
			中央区役所	東行政センター	西行政センター	南行政センター	浜名区役所	北行政センター	天竜区役所	
障害者福祉	障がいのある方の相談		○	○	○	○	○	○	○	
	障害者手帳の交付申請		○	○	○	○	○	○	○	
	障害福祉サービスに関する申請・相談		○	○	○	○	○	○	○	
子育て・教育	母子健康手帳の交付申請		○	○	○	○	○	○	○	
	児童手当の申請		○	○	○	○	○	○	○	
	乳幼児医療費受給者証の交付申請		○	○	○	○	○	○	○	
	乳幼児・幼児健康診査		○	○	○	○	○	○	○	
	保育所入所申請		郵送受付のみ							
	幼稚園入園申込		各幼稚園で実施							
	転・入学手続き(在学証明の届出)		新旧学校へ届出							
	転・入学手続き(転入学通知の受領)		○	○	○	○	○	○	○	
防災	自主防災組織の指導、育成		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
自治会	防犯灯に関する補助金の申請		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
地域づくり	地域力向上事業の補助金の申請		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ごみ	ごみの出し方の相談		清掃・環境事業所で実施							
	連絡ごみの申込		連絡ごみ受付センターで実施							
市民相談	民事、交通事故、法律相談の受付及び簡易相談		○	○	○	○	○	○	○	
	民事、交通事故、法律相談		市民生活課くらしのセンターで実施				○ 定例相談日に実施	○ 定例相談日に実施	○ 定例相談日に実施	
産業	臨時運行許可業務		○	○	○	○	○	○	○	
道路・河川	道路・河川の占用等の許可申請	中央土木整備事務所 で実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	道路・河川の整備、修繕及び除草等の要望			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
公園	公園の占用等の許可申請		公園管理事務所で実施							
住宅	市営住宅の窓口案内、申込受付、一連の入居手続き		指定管理者で実施							